

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 79 号 岩国市手数料条例の一部を改正する条例

議案第 80 号 岩国市特別用途地区内における建築物の建築の制限に関する条例及び岩国都市計画地区計画川下地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議案第 82 号 山陽本線岩国構内三笠橋耐震補強他の工事委託に関する基本協定の一部変更について

議案第 83 号 愛宕地区排水施設 J R 横断部河川改修工事の工事委託に関する基本協定の一部変更について

議案第 84 号 不動産の取得について

以上 5 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 82 号 山陽本線岩国構内三笠橋耐震補強他の工事委託に関する基本協定の一部変更についての審査におきまして、委員中から、「三笠橋は、完成してから 60 年以上が経過しているが、その一方で、基地内工事のため、多くの生コン車が通過しているという現状がある。耐震補強工事に多額の経費を要する状況を踏まえ、市として何らかの方策が必要なのではないか」との質疑があり、当局より、「当該耐震補強工事へ防衛省の補助金を適用することについて検討はしたものの、運用は難しいと考えており、従前どおり、社会資本整備総合交付金を活用して工事を進めていくことになると考えている。また、多くの生コン車が通過することには、生コンを基地内で調達するのではなく基地の外部から持ち込む、いわゆる地元企業の優先発注という観点もある」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 83 号 愛宕地区排水施設 J R 横断部河川改修工事の工事委託に関する基本協定の一部変更についての審査におきまして、委員中から、「当初契約から 1 億 4,000 万円近くの増額となっているが、その根拠及び理由について、当局はどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「今回追加した部分については、J R の運行に直接影響を及ぼす軌道下部分ではなく、近接する箇所の工事ということもあり、J R への委託ではなく、市において直接工事を実施する可能性もあったことから、当初から両工事を切り離して協議を行ってきたところである。しかし、工事内容の詳細をつめる過程において、追加予定箇所の工事においても、J R への影響があることが判明したことから、J R への工事委託が必要であるとの結論に至ったものである。また、協定の締結に当たっては、浸水対策を少しでも早く実施するという意味から、新たに協定を締結するのではなく、変更協定によって対応することとした」との答弁がありました。

続いて、委員中から、市内業者が扱っている資材の使用についての質疑があり、当局より、「工事に影響のない部分については地元産資材を使用してもらうよう、J R との協議のたびに申し入れを行っている」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 84 号 不動産の取得についての審査におきまして、委員中から、「愛宕山まちづくりの一部エリアにおいて、街灯が設置されていないことから、近隣住民から夜間の通行時には危険なのではないかとの声があがっているが、当局はどのように認識しているのか」との質疑があり、当局より、「状況は認識している。市の防災、安全の拠点とな

る場所であることから、早急に設置を検討したい」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。